

様式第 3 号

緊急通報装置貸借契約書

鯖江市長 佐々木 勝久（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、緊急通報装置（以下「装置」という。）の貸借について、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 乙は、善良な管理者の注意をもって甲より貸与された装置を維持管理するものとし当該装置を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、転貸し、または担保に供してはならない。

第 2 条 乙は、甲の世帯の世帯員全員が住民税非課税であるときは、別途事業受託者と締結する契約にもとづき委託料を支払うものとする。それ以外の場合は、事業受託者は甲に使用料を直接請求し、甲が負担するものとする。装置の設置に係る費用および電話回線契約料、通話料等は世帯の課税状況に関わらず甲の負担とする。

第 3 条 乙は、装置をき損した場合は直ちにその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。なお、装置の補修や交換にかかる費用は乙の世帯の住民税課税状況に関わらず、乙が負担するものとする。

第 4 条 乙は、設置対象条件に該当しない状況になったとき、または装置を必要としなくなったときは速やかに甲に報告し、装置を返還するものとする。

第 5 条 甲は、乙が設置対象条件に該当しない状況になったことを知ったとき、もしくは、乙の利用に不正等が認められたときは、乙に対して装置の返還を命ずることができる。

上記の証として本書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 貸与人 鯖江市西山町 1 3 番 1 号

鯖江市長 佐々木 勝久

乙 借受人 鯖江市

印

様式第 3 号

緊急通報装置貸借契約書

鯖江市長 佐々木 勝久（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、緊急通報装置（以下「装置」という。）の貸借について、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 乙は、善良な管理者の注意をもって甲より貸与された装置を維持管理するものとし当該装置を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、転貸し、または担保に供してはならない。

第 2 条 乙は、甲の世帯の世帯員全員が住民税非課税であるときは、別途事業受託者と締結する契約にもとづき委託料を支払うものとする。それ以外の場合は、事業受託者は甲に使用料を直接請求し、甲が負担するものとする。装置の設置に係る費用および電話回線契約料、通話料等は世帯の課税状況に関わらず甲の負担とする。

第 3 条 乙は、装置をき損した場合は直ちにその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。なお、装置の補修や交換にかかる費用は乙の世帯の住民税課税状況に関わらず、乙が負担するものとする。

第 4 条 乙は、設置対象条件に該当しない状況になったとき、または装置を必要としなくなったときは速やかに甲に報告し、装置を返還するものとする。

第 5 条 甲は、乙が設置対象条件に該当しない状況になったことを知ったとき、もしくは、乙の利用に不正等が認められたときは、乙に対して装置の返還を命ずることができる。

上記の証として本書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 貸与人 鯖江市西山町 1 3 番 1 号

鯖江市長 佐々木 勝久

乙 借受人 鯖江市

印